

2018.7.7 西日本豪雨 肱川ダム水害

7月7日で時効が成立します。 ダム放流の責任を明らかにするため 訴訟に参加しませんか。

訴訟に関する説明会を開催予定です。ダム放流の問題点（国の責任）や、裁判で明らかになったことをご説明します。是非、ご参加ください。

- 日時：2021年6月6日（日）
- 時間：13：30～
- 場所：大洲市総合福祉センター 1階会議室（大洲市東大洲 270-1）

お問い合わせ先 肱川水害被害者大洲市民の会 代表 今井 一全
（弁護士法人伊予内）
電話：0893-57-6627
気軽にお問い合わせください（9時～19時）

～訴訟では主に次の3点を主張しています～

① 不十分な事前のダム放流

数日前から、気象庁は異例の記者会見をして、肱川上流域に今までにない大量の雨が降るとの予報を出していました。鹿野川ダムを管理する山鳥坂ダム工事事務所は、予想される雨量からすれば、もっと事前に放流量を増やして、ダムの治水容量を確保しておくべきでした。それをしなかったのが、異常洪水時防災操作という急激な大量の放流をすることになったのです。

② 大規模洪水に対応できない操作規則への変更

ダム放流の規則は、大洪水にこそ機能を発揮するようにすべきです。大きな被害が起こる大洪水に対応できなければ、ダムを造っても意味がありません。しかし、国土交通省は平成8年に大洪水に対応できない操作規則に変更していました。大規模洪水に対応できない操作規則はほかのダムにはありません。

③ 放流浸水情報の周知について

ダム管理事務所は、関係機関に放流を知らせるだけでなく、流域住民に直接、危険性を知らせる義務を負っています。大量放水を伴う「異常洪水時防災操作」を行うとき、ダム管理事務所はその危険性を認識できたわけですから、どの地域がどの程度の浸水を受けるのかという重要な情報を早急に住民に知らせるべきでした。



～訴訟で明らかになってきたこと～

①異常洪水時防災操作の危険性—認識不足

ダム事務所は、異常洪水時防災操作を危険なものとは考えていませんでした。ダム事務所の認識不足が明らかになりました。

②操作規則に違反した急激な放流

操作規則に従って放流をしたと述べていましたが、操作規則や操作細則では急激な放流量の増加を禁止しています。ダム事務所は、急激に放流量が増えることを知りながら、対策を講じず、操作規則に違反した放流をしていたのです。

③大洲市の避難指示があまりにも遅い

大洲市は6時20分にはダム事務所から平成16年、17年を超える今までにない放流量になることを伝えられていたのに、避難指示を出していません。大洲市が避難指示を出したのは7時30分です。

④大洲市は、放流量を市民に伝えていない

ダム事務所から毎秒3,000～6,000トンの放流量になることを伝えられていながら、それを市民に伝えていません。毎秒3,000～6,000トンという放流量が伝えられていれば、流される所や浸かる所に車などの大事なものを避難させることはしなかったはずです。

⑤事前の通知のない異常洪水時防災操作

野村ダムは、操作規則で定められている事前の通知をしていませんでした。6時20分に異常洪水時防災操作を開始して、それを西予市に伝えたのは6時37分でした。

～国側の訴訟態度 放流予測データの隠匿～

どのような雨量予測に基づいてダム操作をしたのかを明らかにするために、訴訟において「肱川洪水予測システム」の開示を国に求めています。しかし、国側は、この「肱川予測システム」のデータを提出しようとしません。真実を隠そうとしているのです。